

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（半期の開示事項） 第四条 規則第七十二条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。</p>	<p>（半期の開示事項） 第四条 規則第七十二条に規定する金融庁長官が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。</p>

労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（半期の開示事項） 第四条 規則第百十七条第一項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。</p>	<p>（半期の開示事項） 第四条 規則第百十七条に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。</p>

漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（半期の開示事項）</p> <p>第四条 令第四十九条の二第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。</p>	<p>（半期の開示事項）</p> <p>第四条 令第四十九条の二に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。</p>